

和歌山工業高等専門学校教育研究支援基金規則

制定 平成30年5月23日

(趣旨)

第1条 和歌山工業高等専門学校教育研究支援基金の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構寄附金取扱規則及び和歌山工業高等専門学校寄附金取扱規則に定めるものの他、この規則の定めるところによる。

(設置)

第2条 和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、教育研究支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(目的)

第3条 基金は、本校の教育・研究活動、地域社会への貢献、国際交流推進、教育環境整備等の活性化を支援することを目的とする。

(原資)

第4条 基金は、前条の目的に賛同する者より受け入れた寄附を原資とする。

(事業)

第5条 基金は、第3条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 本校学生に対する奨学金、課外活動助成、海外留学支援等の学生支援事業
- 二 本校の国際学術交流事業、学生の国際交流事業
- 三 本校の教育研究環境の充実、研究者等の教育研究支援事業
- 四 公開講座や講演会の開催等による地域社会との連携事業、卒業生・同窓会等との連携事業
- 五 本校の教育研究等施設設備、アメニティの向上等のキャンパス整備事業
- 六 その他基金の目的達成に必要な事業

(基金運営委員会)

第6条 基金は、前条に定める事業の実施、運用等に関する事項を審議するため、基金運営委員会（以下「委員会」という。）を置き、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 企画会議構成員
 - 二 総務課長
 - 三 学生課長
 - 四 その他校長が必要と認めた者
- 2 委員会に委員長を置き、校長をもって充て委員会を招集し、その議長とする。
 - 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。
 - 4 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。
 - 一 基金の使途及び運用に関すること
 - 二 その他基金の予算及び決算に関すること

(事務)

第7条 基金に関する事務は、総務課総務・企画係において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、基金の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成30年5月23日から施行し、平成29年12月1日から適用する。